

## 仮想通貨に関する取引を行うお客様へ (財務省からのお知らせ)

～仮想通貨に関する取引に係る「支払又は支払いの  
受領に関する報告書」の適切な作成提出について～

外国為替及び外国貿易法では、日本と外国との間又は居住者と非居住者との間で3,000万円相当額を超える支払又は支払の受領をした場合には、財務大臣への報告が必要となります。

当該支払又は支払の受領には、日本円や米国ドル等の法定通貨を用いたものだけでなく、仮想通貨を用いて行った場合も含まれますので、別添資料(No.1及び2)をご参照のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

[【別添資料No.1】仮想通貨に関する取引を行う方々へ](#)

[【別添資料No.2】仮想通貨に関する取引に係る「支払又は支払の受領に関する報告書」を作成し又は提出する上での留意点について](#)